

岐阜県公報

第 五 百 十 八 号
令和 六 年 八 月 二 十 日
(火曜日)

目 次

告 示

○岐阜県統計調査条例に基づく県統計調査に関する告示の一部改正

○家畜伝染病予防法に基づく消毒の実施
○保安林に指定する予定である旨の通知
○道路の供用開始

公 示

○開発行為の工事の完了
○落札者等に関する公示
○土地改良区役員の退任及び就任
○土地改良区役員の退任

(統 計 課) 三三七^{ページ}

(家畜防疫対策課) 三三七

(森林保全課) 三三八

(道路維持課) 三三九

(建築指導課) 三三九

(住 宅 課) 三四一

(中濃農林事務所) 三四一

(可茂農林事務所) 三四二

告 示

岐阜県告示第三百三十六号

岐阜県統計調査条例に基づく県統計調査に関する告示（平成二十一年岐阜県告示第二百四十号）の一部を次のように改正し、令和六年九月一日から適用する。

令和六年八月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

「岐阜県在宅重度障がい児者等（医療的ケア児を含む）実態調査」を「岐阜県在宅重度障がい・医療的ケア児者実態調査」に改める。

岐阜県告示第三百三十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第九条の規定により、次のとおり消毒方法の実施を命ずるので、家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）第十五条の規定により告示する。

令和六年八月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 実施の目的

県内における豚熱の発生の予防

二 実施する区域

県内全域の六頭以上を飼養する豚及びいのししの飼養農場（研究施設等及び消石灰による消毒又はこれと同等と認められる消毒方法を自ら実施するものを除く。）その他家畜保健衛生所長が必要と認める豚及びいのししの飼養農場

三 実施の期日

令和六年九月六日から同月二十七日まで

四 消毒方法

消石灰の農場内（飼育舎周囲及び農場外縁部）への散布

岐阜県告示第三百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和六年八月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

中津川市阿木字亀石六七五三の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字亀石六七五三の二（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保

保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和六年八月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

恵那市東野字山本二の一（次の図に示す部分に限る。）、一一の二、三六の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和六年八月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市馬瀬黒石字無笹一三七一（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和六年八月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
- 下呂市小川字大淵二三二の一、字大石ケ洞三三四三、二三四四の二、二三四四の三、二三四六、二三四八の三、二三四八の四、二三八四の三七
- 二 指定の目的
- 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び下呂市役

所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百四十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和六年八月二十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年八月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類		路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備考 (区域又は 決定又は 変更の告 示年月日 ほか)
県道	公乗 園鞍線	高山市丹生川町久手字細越谷 五〇六番二地先地内	高山市丹生川町久手字細越谷 五〇六番二地先地内	一・八・六	令和 六・八・二〇	令和 五・八・一八

公 示

。開発行為の工事の完了
次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公示する。

令和六年八月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

開発許可（変更許可） 番号及び年月日	岐阜県指令岐阜建築第一七 六号の一 令和 五・七・二七 〔岐阜県指令岐阜建築 第一四八号の七 令和 六・七・一七〕	岐阜県指令岐阜建築第一七 六号の二八 令和 六・二・二七	岐阜県指令岐阜建築第二三 六号 令和 六・五・八	岐阜県指令岐阜建築第一七 七号の二〇 令和 六・一・一五	岐阜県指令岐阜建築第一七 七号の一八 令和 六・一・二四 〔岐阜県指令岐阜建築 第一四八号の二 令和 六・六・七〕	岐阜県指令岐阜建築第一四 二号 令和 三・一二・一七 〔岐阜県指令岐阜建築 第一四四号の四二 令和 四・一・一四〕 〔岐阜県指令岐阜建築 第一六六号の二六 令和 五・三・二八〕 〔岐阜県指令岐阜建築 第一八八号の三〇 令和 六・七・四〕
開発区域又は工区に含まれる地域の名称	羽島市足近町南宿字上長約二八三九番四の一部	羽島市正木町新井字四丁目七七三番及び七七四番	羽島市正木町曲利字東区五番一、五番二、六番及び羽島市所 管法定外公共物（道路）	瑞穂市稲里字三ノ町四一四番一、四一四番三の一部、四一五 番一及び四一五番三の一部	瑞穂市本田字町裏二七九番五、二八〇番一から二八〇番三ま で、二八一番、二八二番一、二八八番一及び二八九番	揖斐郡大野町大字下礪字宮前二二四番一外二四七番
開発許可を受けた者の住所及び氏名	岐阜県安八郡輪之内町大藪一三五番地 東洋産業株式会社 代表取締役 安 田 洋 一	岐阜県羽島市丹橋町六三六番地八 有限会社フオーユーハウス 取締役 波多野 和 徳	栃木県足利市福居町一六〇番地一〇 株式会社 くぼた 代表取締役 久保田 敏 明	岐阜県大垣市小野一丁目六六番地三 宇野開発株式会社 代表取締役 宇 野 勝 治	岐阜県岐阜市福光東二丁目八番五号 鶏飼不動産株式会社 代表取締役 鶏 飼 隆 司	岐阜県揖斐郡大野町大字大野八〇番地 大野町長 宇佐見 晃 三 岐阜県大垣市神田町二番地一 イビデン株式会社 代表取締役社長 河 島 浩 二

〔岐阜県指令岐西建築 第一四八号の八 令和 六・七・一九〕		
岐阜県指令中建築第六〇号 の五 平成二九・一二・七 〔岐阜県指令中建築第 五九号の七 令和 五・一〇・一三〕	関市迫間字前田二七五九番一、二七六〇番一、二七六一番一、 二七六二番一、同市迫間字栄二五三四番から二五三七番まで 及び二八三六番一の一部	大阪府大阪市中央区瓦町四一三―七 VORT御堂筋本町五〇三号 二次資源ホールディングス株式会社 代表取締役 廣 田 耕 一 京都府京都市上京区浄福寺通上立売下る蛭子町 六六番地 株式会社Connect 代表取締役 上 嶋 史 朗

。落札者等に関する公示

岐阜県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和六年八月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 調達役務の名称及び数量 岐阜県県営住宅管理システム再構築・運用保守業務 一
式
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 令和 6 年 5 月 31 日
- 4 落札者を決定した日 令和 6 年 7 月 25 日
- 5 落札者の住所及び氏名 愛知県名古屋市中区錦一丁目17―1
日本電気株式会社 東海支社
支社長 吉田 治展
- 6 落札金額 68,783,000円
- 7 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
- (1) 部署の名称 岐阜県都市建築部住宅課県営住宅係
- (2) 所 在 地 岐阜市藪田南二丁目1番1号

。土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任をした旨の届出があったので、同条第十八項の規定により公示する。

令和六年八月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区名	退任年月日	役名	氏名	住 所
曾代用水土地改良区	令和 六・四・一九	理事	山 口 有 児	一一六四番地三

就任した役員

土地改良区名	就任年月日	役名	氏名	住 所
曾代用水土地改良区	令和 六・八・一	理事	市 橋 一 美	六二三番地一

。土地改良区役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任をした旨の届出があつたので、同条第十八項の規定により公示する。

令和六年八月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区名	退任年月日	役名	氏名	住 所
美濃加茂市木曽川右岸用水土地改良区	令和六年八月二	理事	加納 正 俊	美濃加茂市下米田町西脇二二〇七番地

令和六年八月二十日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁
岐阜文芸社